居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

〇 居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所しののめ
所在地	埼玉県上尾市大字平塚字大砂2141番
介護保険指定番号	居宅介護支援 (埼玉県 1171600487号)
サービスを提供する地域	上尾市、伊奈町、

[※] 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2)同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	1名		サービス管理全般	1名
主任介護支援専門員	2名		サービス計画の立案・管理等	2名
介護支援専門員	4名		サービス計画の作成・請求業務	4名
事務職員	1名		一般事務・料金請求処理	1名

(3)営業時間

月曜 ~ 土曜	午前8時30分 ~ 午後5時30分	
日曜	休日	
12月29日~1月3日	休日	

[※]営業時間外(緊急時) 電話090-3135-5989(24時間連絡可能)

〇 利用料金

基本的に利用者負担はありませんが、保険料の滞納等により、利用者負担が発生する場合があります。

○ 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ・ 利用者の居宅訪問、情報収集、解決すべき課題の把握
- ・ サービス内容、料金等の情報提供
- ・ 利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能
- 当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能
- ・ 利用者によるサービスの選択後、サービス計画の作成、支援
- ・ サービス計画作成後の経過観察、事業者との連絡調整
- ・ 利用者の状態について定期的に再評価
- ・状態の変化等に応じてサービス計画の変更、支援

〇 当居宅介護支援の特徴等

<運営方針>

- ・事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の 立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- ・事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常 生活を営むことができるよう援助を行う。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者 並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合 的なサービスの提供に努めるものとする。

〇 事故発生時の対応

事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要に応じその他への連絡を講じます。

〇 秘密の保持

個人情報保護法等に則り、サービス提供する上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密 を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

〇 虐待防止

「高齢者虐待防止法」の規定に従い利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成に向けて虐待の 防止に関する措置を講じます。

虐待発生時には行政への通報を行い、ご利用者の安全の確保に努めます。

O 業務継続計画(BCP)の策定、衛生管理

- ・感染症や災害発生時も利用者に対する支援続を図るために計画書を策定し必要な研修及び 訓練を行う。
- ・感染症の予防及びまん延等に関する徹底を図るため委員会の開催指針の整備、研修、訓練の実施に取り組む。

〇ハラスメント対策

・ハラスメント防止に向けた指針の作成相談体制を構築し研修の機会を持ちハラスメント対策を 推進します。

〇 サービス内容に関する相談・苦情

当施設ご利用者の苦情やご相談

電話 048-778-5566

担当 主任介護支援専門員 小川 智美 責任者 施設長 藤倉 壽平

・当施設以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています

*上尾市役所(高齡介護課・管理給付適正担当) 電話048-775-6473

* 伊奈町役場(福祉課) 電話048-721-2111

*埼玉県国民健康保険団体連合会(苦情相談専門) 電話048-824-2568

第三者委員会 木村 安男 電話048-726-2261

西谷 武 電話048-774-0201